

江戸期新興商人『三井家』の家存続の考え方

— 明清朝期の徽商との比較 —

徐 曉筠

現代人の我々はあまり「家」の存続を意識していないが、近世の商人たちは「家」の存続のためにいろいろと考えてきた。歴史的存在としての「家」を支えてきた中心軸を探ることは大変意義深いと思う。これは本論の大きな研究動機である。

研究対象について、三井の「家」は近世から近代へ、連続的に現代へと繋がっている。それに対して、江戸時代に相当する明清時代において、徽商は中国トップの商人団として知られていたが、清朝末期に清朝政府とともに衰微の道を辿った。家の存続に失敗した徽商との比較を通して、合理的な「家」存続の考え方を探り出し、さらに「家」の存続に成功した三井家の考え方の特長を一層明白にすることが本論の目的である。

まず、三井の「家」について述べる。ここで、三井の同苗組織、三井家における家訓ⁱ・教育の特色、三井の経営の特質を考察し、三井家の「家」存続の考え方を明らかにすることが課題である。研究方法として、三井家の永世の家法である「宗竺遺書」ⁱⁱを中心として三井家の家存続の考え方を分析する。この「宗竺遺書」のなかで、「大商人」として家を維持し存続させるために、「家」＝「家業体」の構成員については、九軒の同苗と限定している。ⁱⁱⁱこの九軒の同苗には女子の姻戚家、すなわち異姓をも含めたので、中国の宗族のような同族組織とは異質なものである。九軒の同苗に対して、各家のランクに従って賄料（生計費）の配分比率を決めたが、財産を分割して相続することはできない。^{iv}（資料1）つまり、この九軒の同苗の長男は三井家の主人として、三井の財産を共有する「宗竺遺書」の制定によって、「同苗一致・身底一致」^v（資料2）の原則をさらに制度化した。

さらに、「宗竺遺書」には三井家の家産、同苗の生活、事業の管理機関である大元方^{vi}についても、細かく規定している。そこで、九軒の同苗という閉鎖的な血縁集団と大元方によって、三井越後屋という家名と家業を維持するシステムが完備された。

三井家にとって、「家」、すなわち「家業」の存続は最も重要である。だから、経営者としての後継者を育成することに、三井家は同苗子弟に「家業に専念すべし」^{vii}だと強調し、厳密な家業実習を行う。（資料3）

後継者が無能な場合は、出家させるか、勘当するか、三井家から切離す、と「宗竺遺書」は定めている。^{viii}（資料4）こういう厳しい閉鎖的な同苗集団のなかで、経営者＝大元方掛りになるために、激しい競争が行われていた。

もともと、持分比率と賄料の差によって、家格と生活水準が決められていたが、「元方掛同苗」^{ix}になることで、同苗集団における名声も上がる。三井高平はプレステージの上がりによって同苗を働かせ、三井越後屋という家業を存続させると考えたのである。^x（資料5）

三井の家とその家意識を理解した上で、三井的経営の特質を考察することによって、三井の家業の存続の考え方を探る。三井家の商業経営で最も注目すべきなのはいくつかの新商法の実施である。（資料6）それは、

- ①「店先売り」：「屋敷売り」に代わり、大衆顧客を販売対象と設定したこと。もちろん、金があれば、誰でも販売対象となる。
- ②「現金売り」と「掛け値なし」（「現銀掛値なし」）：現金売買によって資金回転が早いので三井にとって有利である。また、現金取引によって値下げができるので、掛け値なしは消費者にとって有利である。「現銀掛値なし」の新商法は「自利利他」だけでなく、合理的な利潤を得ることで、社会的信用も獲得する。^{xi}
- ③「切り売り」^{xii}と「即座仕立」：大衆顧客の需要に応じて、すぐ仕立てて渡すという機動性は大衆顧客にとって便利である。
- ④「品揃え」と「一人一色の役目」：三井越後屋が販売する品物は中級品を中心に、数多くの品物を扱い、数多くの従業員を雇って、品物の種類別に業務を分担させる。中級品を扱うことは大衆顧客をターゲットとする営業方針からきている。

以上の新商法から、三井はものすごく儲かるが大きな失敗もする「投機的」な事業を避け、合理的な商賣をすることで、社会的信用を獲得し、三井越後屋を存続させようとしたのである。

また、「御用は商の余情（＝余剰）」（資料7）と『宗

竺遺書』に述べられているように、権力に依存しないことが三井家の主な経営方針である。しかし、同業者たちの事業妨害で三井越後屋の信用が傷つけられたことを背景にして、不利益が多いと予想された呉服御用を引き受けたのである。このほか、安全で無利息な資金運用ができるので、幕府御金蔵銀為替御用を請け負ったのである。三井は幕府に対して不即不離の態度を取り、採算の取れない幕府御用なるべく辞退し、安全で利益になる幕府御用には積極的でした。^{xiii}

このように、三井的経営の大きな特徴は、以下の二点にまとめられる。

第一、合理的な商法によって社会的信用を獲得する。

第二、自立、すなわち権力に依存しようとなしない。^{xiv}

以上の二点は三井家の家業が明治時代まで存続した大きな理由である。

次に、徽商の「家」^{xv}について述べる。

朱熹の倫理規範の影響を強く受ける徽商は、宗族^{xvi}関係を重視する。^{xvii}そして、徽商の商業活動は、宗族の支援の下で発展するのが普通である。宗族を結束させるために、徽商は宗法^{xviii}制度を用いる。その祠堂と族譜を通じて、同祖の同姓男系同族を結びつける。^{xix}（資料8）徽商はこういう男系血統のネットワークを利用し、互いに助け合う。また、一族の子弟が科挙に合格し官職をもらうことは宗族勢力及び商業活動の隆盛と直接関係するので、徽商は富を蓄積してから、一族の教育のための建設に力を尽くし、財を投じた。（資料9）

家産の継承について、中国における家産の継承制度は原則として「諸子均分」という分割相続であり、有能な者であっても無能な者であっても同じ権利が与えられる。この財産継承制度は資本の積累に差し支えた。^{xx}

家の存続は後継者の教育に関わっていると考えられる。徽商の家庭教育の最も大きな特徴は、子弟の能力によって「賈」に従事するか「儒」に従事するかを決めて、職業に従って専門的な教育を受けさせる点である。^{xxi}一般的に一番有能な者は「儒」に従事させる。要するに、徽商の場合、商売は家業として固定化されているわけではないのである。^{xxii}

徽商的経営の特色として、まず、徽商の商業経営に際し、儒家の倫理規範を商業道徳としている点である。また、明清政府の振興もその要因の一つであり、社会的名声と利益を獲得するために、徽商は社会慈善事業にも積極的である。^{xxiii}これが徽商が幾百年をわ

たって繁昌した原因の一であるが、このために費やした資金も大きいものである。

また、商人家を存続させるために、巧みに政治的権力者と接触することは重要な課題となる。徽商は安全保障と莫大な利益を得るため、政治権力者との結びつくことに積極的であった。特に、塩業貿易をする商人の場合、食塩の専売権を得るため、政治権力に依存せざるを得ないのである。^{xxiv}しかし、莫大な利益を得た反面、政治権力者と結びつくために、費やした資本が膨大で、家を潰したケースも少なくない。また、塩商のような事業は政府に依存しているため、政策が変わると同時に、衰微の道を歩むことになった。これは政治権力に依存することによって、政権とともに運命をともにした典型である。

最後に、三井と徽商の家存続の考え方について比較を行う。「大商人」として家を維持するための、三井家と徽商の考え方には相違などが多い、下記のようなのである。

	三井	徽商
同族組織	閉鎖型（9-11-9家の同苗集団）双系制	開放型（多ければ多いほどいい大きな宗族組織）父系制
職業選択と個人の自由度	子孫は「家の手代」であり、家業は固定しており、家の束縛度が高い。	職業の選択は可能であり、個人の自由度は高い。
家存続の考え方	1. 閉鎖的な血縁集団→人間関係に頼れる同苗組織ではないである。 ①激しい同苗中の競争：ポストは限られている。プレステージによって同苗を働かせる。 ②無能や金使いの悪い同苗を切り離す。 ※この厳しさが三井越後屋という家業を存続させたのである。 2. 財産の不分割相続によって家の弱体化を防ぐ。 3. 権力から自立的である→三井家は権力から自立的であったことが、近代に生き残った。	1. 開放的な血縁（地縁）集団→人間関係に頼れる同族組織。 ①人数の上限はない。 ②ポストは上がらない。 2. 財産の分割相続によって、 ①家の弱体化をもたらす。→Ⅰ資本面：一家の経済力を弱めた。 Ⅱ独立した家は潰れやすい。 ②職業は自由に選択できる。 3. 権力に癒着する→清末に清朝政府とともに衰微の道を辿った。すなわち、清朝の政権とともに運命をともにした。

徽商との比較を通して、徽商の「家」存続を困難にした要因は財産の分割相続と権力との結びつきにある。

それに対して、三井家は家産の共有制度によって家

の物的基礎を細分化することを避けている。また、無能か不品行か、家の相続を危うくする者は家から排除する。そして、次男以下を別家として、「三井」と名乗ってはいけなく、と三井家から排除することも凄まじい。^{xxy}三井の同苗集団は家族構成員（個人）を越えて三井の同一性を保持し存続ゆための血縁集団である。

また、三井家は、幕府御用はリスクの高い事業と考えたので、あくまでも幕府に依存しようとし、自立的な商業的世界を開発しようとした。権力から自立的である三井家は幕末維新に際しても、幕府に対する不即不離な立場を貫いていて、決して幕府と行動を共にして、自滅するようなことはなかった。

要するに、三井家の「家」存続の考え方は、家＝三井越後屋という機構の維持を危くするものはなるべく避けるということである。

この比較研究を通して、近世から近代へ、商人家を存続させるには、「自立」が基本条件であることと発見した。これは本論の最大の研究価値だと思う。

資料1 「宗竺遺書」による同苗各家資産配分

名前	割歩	比率	銀高
		%	貫 匁
八郎右衛門（高房）	62	28.2	3,707,104
元之助（高勝）	30	13.6	1,793,760
三郎助（高方）	27	12.3	1,614,384
治郎右衛門（高遠）	25	11.4	1,494,800
八郎次郎（高久）	22.5	10.2	1,345,320
宗八（高春）	22.5	10.2	1,345,320
則右衛門（高邁）	8	3.6	478,336
吉郎右衛門（高古）	6	2.7	358,752
八助（孝紀）	7	3.2	418,544
余慶	10	4.5	597,931
計	220	100.0	13,154,251

「宗竺遺書」には家格と各家間の釣合を考慮して、同苗の持分比率と賄料定高について定めている（表2）。

資料2

一 同苗共益心を同ふし、上に立つもの八下をめぐみ、下たるものは上

をうやまふへし、我々八兄弟にしてむつましく、此末は又左にあらず、然は弥心ひとつにし、建置家法・礼義をみたさず、能慎守る時は益榮へるの利、人各其心有、かれが心をくみ、我を計て事をなさは能調る、己を立人を敬さる八、外調とも内和せず、ふくせさる時は乱也、此旨能々心得へし奢生る時八家業を忘れ、

其商にをろか成時はなんぞ繁昌せん、只一家したしく身を慎、私はなく眷属を能めぐみ、家業おこたりなき時は、弥繁昌相続可致事。（『宗竺遺書』）

資料3 『宗竺遺書』、「子孫家業入見習之事」の項

一 男子十式三才より京本店に差置、子とも同前ほとに致させ諸事仕入方見習せ、十五才より江戸本店へ遣し、二三年相勤初登り致、在京之内又本店に差置、此節は一方の買方承り、帳面当り等役目相勤させ、二十より又江戸へ差下、此度は本店にて一方之役儀受取、帳面等之儀委ク呑込、二十四五にて登り、本店へ前のことく相勤、買方帳面等之儀を相覚へ、其内一年大坂へ罷下り第一呉服店差置候て、呉服方之儀不及申両替店綿店買方見習、又廿八九にて江戸へ下り、此度は綿店罷在、一切を見覚、此節上州または郡内、山方買物等、所々見廻り、見覚可申候、尤二十以上は店々罷在候内、所々目録の節は支配人と立会、勘定致し方自身手掛、尤判形仕可差出候、右之内一ヶ年計、京都両替店にも相勤可申候、三十以上は夫より親分の者勤方差図可申付候間、其旨相心得可申事

三井家同苗の子弟は、京都・江戸・大坂の各店において、仕入れ、販売、計理という実務を次第に習得し、経営者の一員としての資格を身に付けていくことが求められている。

資料4

一 同苗之内、親分之差図を不請家業粗略に至し、不屈之ものは、同苗相談之上隠居させ候歟、又は熱州押籠仕置可申付候、夫とも別心在之もの八、評議之上手前之列を除可申事

一、夫相果後家之もの我意を立、親分并同苗共心に不叶儀、於有之は、異見を加へ候之上、得心無之候八、縦成人之忒有之候とも、同苗評議之上、是又熱州へ隠居可申事

但我まゝ致し評議之上隠居申付候上は、軽き賄料可申付候、尤伊勢隠居の儀、男女ともに於違背は、勢州奉行所へ急度相断候て成とも、伊法之通可申付事。

資料5 図(上)：旦那衆賄料の内訳(寛政10年上期)、
図(下)：旦那衆名目役料の内訳(寛政10年上期)(出
典：『三井事業史 本篇 第一巻』p.348、349)

名 前		賄料
		貫 匁
北家	八郎右衛門	55,800
六角家(伊皿子家)	三 郎 助	27,000
新町家	次郎右衛門	24,300
竹屋町家(室町家)	元 之 助	22,600
南家	信 三 郎	20,250
出水家(小石川家)	元 五 郎	20,250
松坂南家(松阪家)	則 右 衛 門	8,400
小野田家	八 助	7,500
松坂北家(永坂町家)	宗 十 郎	6,600
家原家	清 蔵	6,000
長井家	伝 蔵	5,000
合 計		203,700

出所)「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続3020)

名 前		役料
北家隠居	八郎兵門	元方役料3貫440目 後宥料2貫800目 向店名前料860目
北家	八郎右衛門	元方役料3貫440目 本店名前料5貫160目
六角家(伊皿子家)	三 郎 助	元方役料3貫440目 御為替役料2貫目 両替店名前料516匁
新町家	次郎右衛門	元方見習役料516匁 御為替役料2貫目 両替店名前料516匁
竹屋町家(室町家)	元 之 助	御為替役料2貫目 両替店名前料516匁
松坂南家(松阪家)	則 右 衛 門	松坂役料860目 松坂公勤役料480目
小野田家	八 助	芝口店名前料516匁
松坂北家(永坂町家)	宗 十 郎	松坂役料860目 松坂公勤役料480目
家原家	清 蔵	大元方役料4貫800目
長井家	伝 蔵	大元方役料4貫800目

出所)「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続3020)

この旦那衆賄料の内訳(寛政10年上期)と同期の旦那衆名目役料の内訳から、「元方掛同苗」になった給料は賄料少なくない、更に賄料を超えていることがわかる。

資料6 駿河町越後屋の引札(「高俣伝写書類嘉永五年」(『稿本三井家資料 北家初代三井高利』所収、p.75-76)。

駿河町越後屋八郎右衛門申上候。今度私工夫を以て、呉服物何に不依、格別下直に売出し申候間、私店に御出御買可被下候。何方様にも為持遣候儀ハ不仕候。尤手前割合勘定を以て売出し候上ハ、一錢にてても、空直不申上候間、御直ぎり被遊候ても、負ハ無御座候。勿論代物は、即座に御払可被下候。一錢にてても延金二ハ不仕候、以上。

呉服物現金 駿河町 二丁目

安賣無掛直 越後屋八郎右衛門

資料7

『宗竺遺書』には幕府の御用について、

御用二付公儀相務候面々己をへりくだり、上をたつとミ、又商徳之筋忘るゝ事なかれ、世上多ク公儀勤候もの、或は呉服所銀座等其外御用聞之もの共、内証能もの一人も無之候、是は公儀を専に致し、我家業を存不申候故如此二候、まして手前は商人なり。御用は商の余情と心得べし、然は家職を外になし、上下勤ヲ心とし、店々の事を脇に致候てハ大キ成相違候、されハとて、勤方をおろかには成不申候、勤候者ハ表向之勤と、家職之儀を両輪に可心得也、其承り之御用にしつ有時は、其ものゝ不念越度相成候間、能々相心得大切に可存事。

とある。また、

一 田舎は自然と奢なく、物に移る事なし、其上それぞれの地頭ありておのつから慎故、町人永ク家続く、江戸京大坂は御公儀より御法度之外恐るゝ事なく、諸事に付け結構を見習ひ奢出心高ぶり見に位を付、それより家業も粗略に成申故、二代三代儘に親のこことく、繁昌致すもの無之候間、前車のくつかえるを見て、後車の誠の心持忘れず、弥慎可申事

と述べている。

資料8

趙吉士の『寄園寄所寄』には、

新安では同姓の人が一緒に暮らし、よその者は絶対に混じることがなく、そこは最も古風に近い。長幼の序を守り、家々には宗祠があつて同族を統轄し、旧暦の十二月、同姓が全員集まり、祭礼には文公の家禮を用い、雅で礼儀に合う。年配の人はよく新安には他の邑に勝る風習が多く、千年続いた家であつても同じ土地で暮らしている。千人の家族でも離ればなれにならない。千年間の系譜は少しも混乱がない。(原文：新安各族聚姓而居、絶無一雜姓攙入者。其風最為近古。出入齒讓、姓各有宗祠統之、歳時伏臘、一姓村中千丁皆集、祭用文公家禮、彬彬合度。父老嘗謂新安有數種風俗、勝於他邑；千年之家、不動一抔；千丁之族、未嘗散處；千載譜系、絲毫不紊。)

資料9

歙縣出身の兩淮鹽運總商汪應庚は揚州及び江都府縣

學宮の建て直しに一気に五万余金を寄付し、「二千の金を出して祭礼の器具、樂器を買い整え、又万三千を出していい田圃を購入し、そこで得られる収入を毎年の整備に充てる」と記されている。(原文：以二千余金制祭器、樂器又出万三千金購腴田、以所入供歲修。) 許承堯『歛事閑譚』卷一二、廖建林「徽商与明清時期的社会公益事業」『廣西梧州師範高等專科學校學報』第21卷第2期 2005.06。

注

- i 三井家の家訓としては、創業祖である三井高利は『宗寿居士古遺言』と、二代目の高平が作った永世の家法『宗竺遺書』が代表的である。
- ii 明治三十三年七月一日施行した「三井家家憲」の前文に、
三井家ノ祖先ハ苦辛百端同族ノ繁榮トヲ謀リ、宗竺居士ニ至リ、嚴正ナル家制ト犯スヘカラサル家格トヲ定メ、以テ同族ノ基礎ヲ固メタリ、我同族ノ久シキヲ經テ、愈興盛シ、以テ能ク今日アルヲ致シタル所以ノモノハ、全ク先祖ノ余沢ニ依リ、居士ノ遺箴ヲ確守シテ同族ノ家政ヲ統理シタルニ由ラスンハアラス、(中略)とある。
- iii 三井礼子・山口栄蔵『『宗寿居士古遺言』と『宗竺遺書』』には「同苗」の定義について、「『同苗』とは『三井』姓を名のる親族すべてを指すものではなく、三井高利(宗寿)、妻かね(寿讚)を親とするつぎの家集団に限定されている」と述べている。この「同苗」組織のメンバーは以下のようなものである。
- 本家六軒
惣領家(北家) 高平(宗竺)……八郎右衛門高房
次男家(伊皿子家) 高富(宗栄)……元之助高勝
三男家(新町家) 高治(宗印)……三郎助高方
四男家(室町家) 高伴(宗利)……次郎右衛門高遠
九男家(南家) 八郎次郎高久(宗悦)
一〇男(出水家) 宗八高春(宗信)
- 連家三軒(婿養子)
松阪家(長女みね) 夫孝賢(了栄)……則右衛門高邁
松阪北家(五男の安長の長女) 高古
小野田家(高平三女すた) 孝俊……八助高紀
(三井礼子・山口栄蔵『『宗寿居士古遺言』と『宗竺遺書』』三井文庫論叢 第三号 1996、p.249、注24を参照。)
- iv 『宗竺遺書』の末尾には「尤賄料は大元方より法之通受取、分限相応之格を以兄弟一致にむつましく諸事申合相励へし」と書いてある。この持分比率と賄料定高は各家の生活水準の基準としての意味を持つようになっていった。
- v 「身底」は「身代」、「身体」、「身上」などと共に資産ないし家産を意味した。「一知」は「一致」と同義で、「分知」「分割」の反対語である。従って、資産の不分割、つま

り共同所有が申合されているわけである。三井礼子・山口栄蔵『『宗寿居士古遺言』と『宗竺遺書』』三井文庫論叢 第三号 1996、p.224、注17参照。

- vi 宝永七年(1710)に三井の事業本部ともいべき「大元方」が京都に設置され、三井家事業の統轄機関としての最初のものとなった。そして、大元方成立にともなって同族の共有財産を管理するために、資産全体を示す帳簿「大元方勘定目録」がはじめて作成された。
『宗竺遺書』、「大元方頭領役之事」の項にも、大元方を「一家根元之所」と称している。
- vii 家業を相続し益々繁昌させるために、三井家の家長たちは家訓や教訓書において、子孫たちに「家業の励み」の大切さを強調し、「家業に専念すべし」と論じている。三井家の家法である『宗竺遺書』の四項目に「家業おこたりなき時は、弥繁昌相続可致事。」と述べている。また、五項目に「多年心に無懈怠商のみちを能勤、眷属を養内を治め外家業をこたらされ八家榮る也」と述べている。高平の考えでは、三井家の家業の存続はすなわち家の存続であるので、家業に励むことを極めて重視する。また、家業を粗略にする者や商いに心がけない者への処置について、『宗竺遺書』には、
一 同苗之内、親分之差因を不請家業粗略に至し、不届之ものは、同苗相談之上隠居させ候歟、又は勢州押籠仕置可申付候、夫とも別心任之ものハ、評議之上手前之列を除可申事
とあって、祖先から引継いだ「家業」を粗略する者は同苗の合議の上、隠居させるか三井家の発祥地の地の伊勢松阪に押し籠めてしまえ、さらには同苗から除名せよと説いている。
- viii 後継者が無能な場合、『宗竺遺書』には、「縦惣領たりとも不行跡にて一家のかいにも可成ほどの者、一子とても勘当致し可申候……其外惣領にかぎらず其身愚鈍に生得一分之渡世も難成もの、出家を為致可申候」と能力主義にもとづき経営者として不適格者であった場合の措置を示している。
- ix 大元方係りの同苗について、「大元方頭領役之事」の項をもうけ、同苗のうち、老年で見識のある者が三人ずつの頭領役を選び、大元方や店務の管理、親分の補佐、寄合の参加、商の評議などを務めさせると指示している。また、『三井事業史』は、『遺書』には大元方の仕事としての営業方針の決定、勘定目録の吟味など営業全般の管理を行うことを定められてあり、いわば特定の同苗が「元方掛同苗」となって三井家とその事業全般を統轄していたのである。」と述べているが、特定の家(例えば総領家)による支配・管理ではなく、同苗内の有能な同苗が三井家とその事業全般を統轄していたというべきであろう。
- x 大石慎三郎は「プレステージを追求する競争社会の発達」において、「江戸時代もはじまってから五、六十年経て来ると、だんだんと経済化が進んで、競争原理が出てくるのである。元禄というのはそういう意味でそういう意味で非常に競争の激しい社会であった。それがもし

そのまままっすぐ進んだら江戸時代社会は崩壊したかもしれない。その階段から幕府の権力も、それに対応するように猛烈に組織の切り替えをするわけである。商人達も体勢を整えて、永続を図った。」と述べて、「三井家の同族組織というのもそういう意味で、個々が猛烈に才覚を働かせて勝ち抜くわけである。同族でも才覚のない者は蹴落とす。そういうことで固まっていくわけである。」と指摘している。(中根千枝「プレステージを追求する競争社会の発達」(『江戸時代と近代化』1986.11.10、p.282)

- xi 「掛値なし」の効果として、『商売記』には、呉服物の事は、外の売物とは違、色品多く、地合高下紛敷者にて、そらね多く申、素人呉服物買に出申儀難成様在之候処を、遠国の田舎もの、女童に、盲人も買に参候ても埒明申様に致し、現金そらねなしに商売致し始め、天下一統此方買物直ぎり不申、何ほどの買物にても、此方付札の通、買調悦参候。又遠方より買手衆被参詰かけ、朝より昼時分迄も、時により買人衆待、買調被参候事。

と述べている。

- xii 注11を参照。

- xiii 三井御為替御用の引受けのメリットは、

①上納期限がかなり長く見込まれているところにある。
②幕府は、手数料などを払わない代り長期の運用期間を認めたのであって、これにより三井両替店は無利息の資本提供を受けた形となる。③大坂で受取った銀は、大坂の町人に貸付たり、京両替店に送って京都でも運用した。貸付先はすべて幕府に届け、万一貸金が滞って訴訟となった場合には、特別に保護されたのである。

要するに、大坂御金蔵に集まった銀貨は京都(京本店)での呉服仕入れで消費し、江戸の御金奉行のところへ上納する金貨は江戸(本店)での販売代金で支払い、相殺しているのである。幕府の御金蔵銀御為替御用を引受けたことは、三井に有利な資金運用を提供している。

- xiv 「自立」の考え方について、三井家の創業祖である高利の教訓書『松樹院殿御教書寫』には、「人になれ餓鬼畜生もめのまへにあるそ家業をせんにへ行へ」^{xiv}とあって、後の世代の者に奢る心が生じることを戒め、家業に専念して出精しろ、と説いている。これについて、高蔭「人の心卑劣にして、貪るハ餓鬼也、業を怠り自立事能はず、人のために養るハ畜生なり、故受得る家業を専一に行ふべしとの示なり、」と註釋し、人に養われることは「餓鬼」同然として、自分から立つこと(=「自立」)は大切であると戒めている。高利は子孫に対し、「自立」の重要性を説いているのである。また、高利の立場から見ると「人のために養るハ」武士は「畜生」ではないであろうか。ある意味で自立できない武士に対する皮肉とも読める。(『本稿三井家史料北家初代三井高利』p.92参照)

- xv 比較の対象について、単一の徽商の「家」を取り上げて比較することは難点がある。それは、明清朝期における激しい社会的流動の下で、徽商の「家」の没落も激しかった。また、『徽商研究』に「徽商という言葉を使う際、

重要なのは個別の徽商の特徴ではなく、むしろ徽商全体共同の特徴がポイントであることがわかる。」と述べているように、本論では、徽商全体共同の特徴を取り上げて、三井家との比較を行う。

- xvi 「宗族」の意味について、『中国古代典章制度大辞典』には、「『爾雅・釋親』：『父之黨為宗族(父方の一族を宗族という)』」とある。(康嘉弘主編『中国古代典章制度大辞典』中州古籍出版社1998.10、p.1138)

また、白井佐知子は以下のように述べている。

『宗』とは、始祖に始まり未だ存在してない子孫へと續ぐ父系の血統(氣脈)を意味し、『宗法』とは父系親族統制の原理をいう。そして『宗族』とは始祖に始まり未だ存在してない子孫へと續ぐ父系の血統(氣脈)を受け續ぐ人間存在の総体を意味する。(『徽州商人の研究』p.310)

- xvii 卞利は「徽州文化で最も特色に富むのはその商人特質と宗族特質である」と指摘している。(『明清徽州社会文化研究』p.22) その宗族特質の形成と内容は婺源出身の朱熹が編纂した『家禮』と関係深い。『家禮』には宗族の凝集力を強める方法について、祠堂の設立、族譜の編纂(によって系譜を明確にすること)、始祖・祖先祭祀及び祭田の設置などを提案した。徽州の人は朱熹も自分たちの先祖だと考えたから、家規の編纂に際し『家禮』に基づいた。

- xviii 「宗法」とは、中国における父系血縁集団の組織原理のこと。周代に始まり、中国古代社会の血縁関係によって同族(同姓)の者を統括・管理する制度である。宗法制度とも呼ぶ。その下には「大宗(宗族の惣領、宗子とも呼ぶ)」と「小宗(五世代以内の継承人)」がある。

宋代になると、周代の宗法制度を理想として宗族を組織化すべきであるという主張(宗法主義)が登場した。周朝の宗法は当時の現実に合わせて改定され、大宗に相当する同族組織を結成し、施設を設置して定期的に祭祀を行うほか、相互扶持や辺境開発に力を発揮する機能を果たしたりもした。また、祠堂建設、族譜編纂、共有財産設置などの事業を実施して同祖の親族を集合し、宗子(嫡長子)のもとに統合される宗族集団の編成することにより、宗族集団を基盤として代々官界に人材を送り出し、官界と永続的な関係を保つような名門の家系(世臣)を創出しようとした。

宗法主義は宋代に開始されたが、宗法を理想として編成される宗族が地域的に定着したのは十六世紀以降のことである。宗族の性格は、世臣の家系の樹立という原理的なものから、男系血統のネットワークによって互いに助け合い、個人の生活・生産を防衛する組織へと広義化していった。(以上「宗法」『歴史学辞典 第九巻 宗法と秩序』p.384-385、「宗族」『歴史学辞典 第十巻 身分と共同体』p.375-376を参照した。)

- xix 白井佐知子氏は徽商が族譜を編纂する目的について、「官側の宗族関係強化という要請に応えるためだけでなく、彼等自身の能動的な動機ないし目的として大きく分けて二つあったと考えられる。」と述べ、その具体的

な内容として「第一に、祖先や祖地を同じくするだけではなく、祖先の中に官職につくなど社会的に高く評価される人物がいたということによる「誇り」ともいべきものを共有することを通じて、彼等の自己同一性（アイデンティティ）および「共同性」を確認することである。第二は、彼等の商業活動にとって必要な情報収集のためのネットワーク拡大の手段とすることである。」をあげている。（白井佐知子『徽州商人の研究』）

xx 何炳棣は揚州鹽商（徽商）の研究から、中国家庭の財産継承制度は資本の積累に差し支えたことを発見した。家長が死んだら、財産は諸子に均等に分割されるがため、たどえ巨額の財産だとしても、度重なる分割を経て、わずかになるからである。また家業を疎略にする者がいたら、家の衰微に繋がる危険性があった。（何炳棣著、巫仁恕訳、「揚州鹽商：十八世紀中國商業資本的研究」『中國社会經濟史研究』所収、1992：2（廈門市：中國社会經濟史研究編輯部、1992）

xxi 何炳棣の「揚州鹽商：十八世紀中國商業資本的研究」には、

曹景袁の家(170?-1776)は父曹世昌の時から、河南の東南部で鹽業交易を經營したが、曹家は曹景袁の代から裕福になる。曹景袁は兄弟が生員（科舉試験に合格し、各府、州、縣の学校に入り勉強する学生。）になった時、商業に専念することに決めた。彼は「一儒一賈、自當分任其責（子供は一人は儒業に従事させ、もう一人は商業に従事させ、それぞれの責務を分担させるようにする。）」と述べた。……曹家は土業と商業と分業する策略を信じている。故に曹景袁は長男の職業を鹽商に決めて、彼を揚州に遣わして鹽業交易のことを勉強させた。二男には歙縣で家計の管理をさせた。そして頭のよい末子曹文植を科舉試験に合格できる能力を培養することにした。

とあって、子弟の資質によって「儒」と「賈」の分業を行った。明朝の名高い儒者である汪道昆は「昔は儒を重視し、商を軽視したというが、吾郡は逆に商いを重視するか、儒を軽視する場合がある。もし口が下手で能力が商いをするに不足していたら、諦めて儒の道に進む。儒の道に進むのに才能が不足していたら、逆に商いの道に進む。」^{xxii}と述べているように、「儒」と「賈」という業の選択の基準は「才能」であろう。

徽州商人家の家庭教育の一番大きな特徴は、子弟の能力によって「賈」に従事するか「儒」に従事するかを決めて、職業に従って専門的な教育を受けさせることである。何炳棣著、巫仁恕訳、「揚州鹽商：十八世紀中國商業資本的研究」『中國社会經濟史研究』所収、1992：2（廈門市：中國社会經濟史研究編輯部、1992、pp.70-71）

xxii 重田徳は「清代徽州商人の一面」において、「儒といい、商というも、いわゆる家業として固定化されているのではなく、本人一個の問題であって、いわば一代一代において選択しなおされるのだということが判明しよう。商は勿論、その際いわばベースをなして、最終的に帰着すべき方向である点、やはり「家業」としての枠をなしているとみられるが、それは、いわば、たつきをたてる上では容易な道である点においてベースをなしているのであって、価値観の上で優位をめているからではない。」とのべて、「端的にいえば、儒業を修めて、官僚への道を歩むことが、徽州商人——少なくともこの時期における——の子弟にとっても、第一義的な生き方であり、最も望ましい方向とされたのではないかと考えるのである。」と指摘している。（重田徳「清代徽州商人の一面」『清代社会經濟史研究』岩波書店1975.10.28、pp.306-307）

xxiii 徽商が投入した慈善事業の内容は主に書院等の教育機構、道路建設、災害賑救への寄付の三種類である。書院等の教育機構への寄付に関して、李琳琦の統計によると、明清時代の徽州には八十九軒の書院があって、多くは徽商の寄付で建てたものである。だから明清時期には「天下で書院が一番盛んなところは、東林、江右、關中、徽州である」という俗語がある。（李琳琦『徽商与明清徽州教育』武漢：湖北教育出版社 2001、p.48、276）徽商の寄与はいろいろな學校が維持と發展するに重要な資金源であった。リンダ・ウォルトン(Linda A. Walton)は南宋書院と社会との関係を研究するとき、「士人社会に向けられた開放的な書院の建設は、一家の名声を高め、地方のエリート身分（層）になりたいという訴求を示す手段となる。財産を文化事業や社会資本に投入することによって地位を得るのである」と指摘している。（Linda Walton, *Academies and Society in Southern Sung China*, University of Hawaii Press, 1999.）

xxiv 明清時代、鹽業は専売の事業に属し、鹽業の独占的販売権を獲得するには、政府官僚とのよい関係が要求される。鹽商が鹽政官員に提供した生活の資は大きいものであった。鹽官も商人を厚遇する。例えば、乾隆二十八年（1763）七月、徽商洪箴遠等は鹽運使の巴寧阿に頼んで奏請した結果、もともと一回で完納しなければならない三百六十九萬兩の銀子を十綱に分けて十年の納期に延ばすと特別に優遇された。

xxv 同苗の数と割法について、『宗竺遺書』には「但次男末子迄、自然別家取立候とも元手銀を相渡シ、自分賸身上致法也、此子細奥に有」と次男以下の子供に対して、元手銀を渡して別家させ自立させる規定がある。